

郡山市上下水道局修繕請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用基準

平成 20 年 9 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日一部改定

令和 3 年 12 月 6 日一部改定

[上下水道局総務課]

郡山市上下水道局修繕請負契約約款第 26 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）については、以下に定める事項により運用するものとする。

1 主要な修繕材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な修繕材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該修繕に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額 鋼} = M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼}$$

$$\text{変動額 油} = M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油}$$

$$M \text{ 当初鋼}, M \text{ 当初油} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

$$M \text{ 変更鋼}, M \text{ 変更油} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

M 変更鋼, M 変更油 : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M 当初鋼, M 当初油 : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3 の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4 の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした修繕にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は修繕現場に搬入済みの修繕材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための出来形検査に合格した旨の修繕請負契約約款第 38 条第 3 項に規定する通知の書面において、6 の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2 スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1 の規定により当該修繕の主要な修繕材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼}) + (M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油}) - P \times 1/100$$

$$M \text{ 当初鋼}, M \text{ 当初油} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

$$M \text{ 変更鋼}, M \text{ 変更油} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

S : スライド額

M 変更鋼 , M 変更油 : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M 当初鋼 , M 当初油 : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)のM 変更鋼 又は M変更油 を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM 変更鋼 に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、(1)のM 変更油 に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。
- (3) (2)の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。
- ① 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
 - ② 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
 - ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3(1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。
- (4) スライド額の算定は、主要な修繕材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。
- ① 鋼材類
各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。
 - ② 燃料油
イ 各対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。
ロ 各対象材料のうち、5(3)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても、4の対象数量とすることとしたものにあっては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工

期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

- (2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、修繕請負契約約款第 13 条第 2 項による修繕材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量（D）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
- ① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量
 - ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量
 - ③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの
- (2) 請負代金の部分払をした修繕にあつては、6 に定めるところにより、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払いの対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても、4 の対象数量とすることができる。

6 部分払時の取扱

修繕請負契約約款第 38 条第 3 項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該修繕の請負代金額が不相当となる恐れがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7 部分引渡し

修繕請負契約約款第 39 条の規定に基づく部分引渡しを終えた修繕については、当該部分引

渡しに係る修繕部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る修繕部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求があったときは、修繕請負契約約款第26条第8項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9 全体スライドを行う場合の特則

修繕請負契約約款第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1(1)中「請負代金額」とあるのは、「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（修繕請負契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2(1)中「設計時点における各対象材料の単価（修繕請負契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と「請負代金額」とあるのは「請負代金額から修繕請負契約約款第26条第3項の変動後残修繕代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

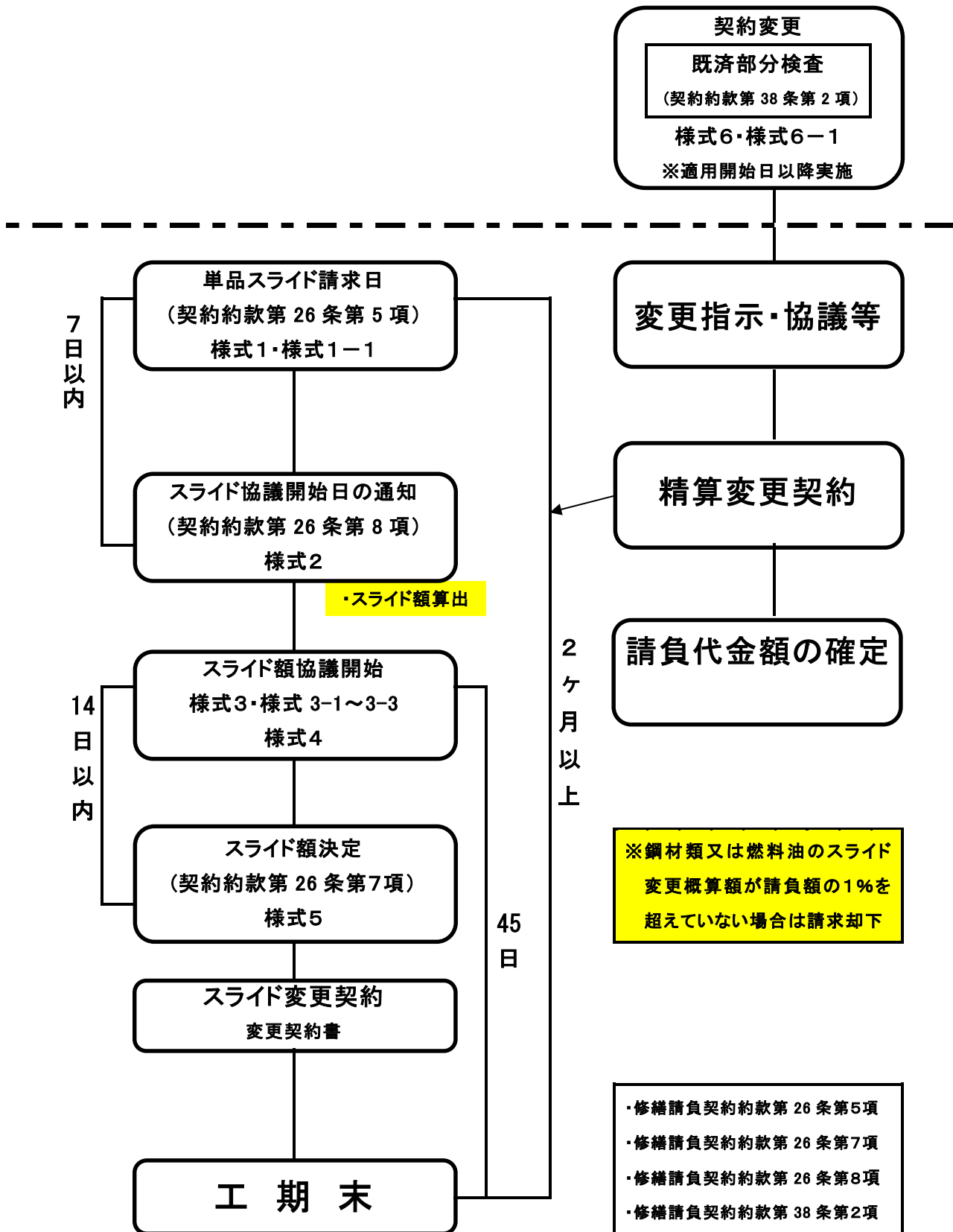
附 則

- 1 この運用基準は、平成20年9月1日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの通知の施行日以降で、平成20年11月30日以前である修繕に係る8(1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る修繕部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ、平成20年9月30日まで」とする。

附 則

この運用基準は、令和3年12月6日から施行し、適用する。

修繕請負契約約款第 26 条第 5 項（単品スライド）手続きフロー



様式 1

平成 年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

請負者
住 所
氏 名

修繕請負契約約款第 2 6 条第 5 項に基づく変更請求について

平成 年 月 日付で請負契約を締結した下記の修繕について、物価の変動に伴い、請負代金額を変更したく修繕請負契約約款第 2 6 条第 5 項（単品スライド条項）の規定に基づき請求します。

記

1 契約番号 _____

2 修繕名 _____

3 路線名 _____

4 請負代金額 _____ 円

5 変更請求概算額 _____ 円

※内訳は、様式 1 - 1 のとおり

6 工 期 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

請負代金額変更請求額概算計算書

郡山市上下水道事業管理者

請負者
住所
氏名

修繕請負契約約款第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求概算額の内訳は、下記のとおりです。

契約番号 _____

修繕名 _____

路線名 _____

変更請求概算額 _____ 円

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考(購入先)
(記載例)										
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇年〇月	〇〇,〇〇	〇〇商社
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇年〇月	〇〇,〇〇	〇〇商社
			〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇		〇〇,〇〇	〇年〇月計
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇年〇月	〇〇,〇〇	〇〇商社
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇年〇月	〇〇,〇〇	〇〇商社
			〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇		〇〇,〇〇	〇年〇月計
○鋼 計	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇	〇〇,〇	〇〇,〇〇		〇〇,〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇〇,〇〇		〇〇,〇〇			
変動額										〇〇〇,〇〇
単品スライド請求額										〇〇〇,〇〇

- (注) 1 購入先、購入単価、購入数量等の証明書(領収書、納品書等原本と写し)を添付の上、監督員に提出すること。
 2 対象材料は、品目毎及び購入年月日毎にとりまとめること。
 3 詳細に数量計算ができる場合は、様式3を用いてもよい。

様式 2

郡上下総第 号
平成 年 月 日

請負者

様

郡山市上下水道事業管理者

修繕請負契約約款第 2 6 条第 8 項に基づく協議の開始の日について(通知)

平成 年 月 日付けで請求のありました下記の修繕について、修繕請負契約約款第 2 6 条第 8 項の規定に基づき、スライド額協議開始日を下記のとおり通知します。

記

- 1 契約番号 _____
- 2 修繕名 _____
- 3 路線名 _____
- 4 協議開始日 _____平成 年 月 日_____

※ 請負者からの請求日から 7 日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の 4 5 日前」と記載する。

請負代金額変更請求額概算計算書

郡山市上下水道事業管理者

請負者

住所

氏名

平成 年 月 日付けで通知のあった請負代金額変更に係る対象材料について、下記のとおり資料を提出します。

契約番号 ○○-○○○○○

修繕名 ○○○修繕

路線名 ○○○

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用建設機械	使用目的	証明有無	備考
(記載例)											
軽油	1.2号	L	5,000	500	500,000	〇〇GS	20.5月		現場内重機	有	別添○
軽油	1.2号	L	1,000	110	500,000	〇〇GS	20.6月		現場内重機	有	別添○
軽油	1.2号	L	1,000	120	500,000	〇〇GS	20.7月		現場内重機	有	別添○
軽油	1.2号	L	1,000	120	500,000	〇〇GS	20.8月		現場内重機	有	別添○
軽油	1.2号	L	1,000	130	500,000	〇〇GS	20.9月		現場内重機	有	別添○
軽油	1.2号	L	1,000	130	500,000	〇〇GS	20.10月		現場内重機	有	別添○
購入数量(証明済)計		L	10,000		1,110,000						
軽油	1.2号	L	100		0	〇〇GS	20.8月	ダンプ	現場～〇地先	無	別添○
軽油	1.2号	L	500		0	〇〇GS	20.9月	ダンプ	現場～〇地先	無	別添○
軽油	1.2号	L	500		0	〇〇GS	20.10月	ダンプ	現場～〇地先	無	別添○
購入数量(未証明)計		L	1,100								

- (注) 1 購入先、購入単価、購入数量等の証明書(領収書、納品書等原本と写し)を添付の上、監督員に提出すること。
- 2 燃料油等のうち、証明できない場合は、その算出根拠を記載した資料を提出すること。
- 3 対象材料は、品目毎及び購入年月日毎に取りまとめること。

様式 4

スライド変更等協議書

郡上下総第 号
平成 年 月 日

請負者

様

郡山市上下水道事業管理者

印

契約番号

修繕名

路線名

工期又は履行期間： 平成 年 月 日から平成 年 月 日

平成 年 月 日付けで請求のあった修繕請負契約約款第 26 条第 5 項の適用に基づく請負代金額の変更請求について、別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議します。

※本様式は発注者から受注者に対象品目、規格、数量等について通知する場合、必要に応じて使用する。

ス ラ イ ド 調 書

契 約 番 号	第 号
修繕 名	
路 線 名	
請負代金額 (消費税相当額含む)	円
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
スライド金額 (S)	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円

郡山市上下水道事業管理者

様式4-1 (別添①)

物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税相当額含む)	
②設計書金額 (消費税相当額含む)	
③既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
④スライド対象請負金額 (①-③) (消費税相当額含む)	
⑤ (M 変更鋼 - M 当初鋼) 又は (請負の購入金額・鋼-M 当初鋼) の安い方 (消費税相当額含む・落札率考慮)	
⑥ (M 変更油 - M 当初油) 又は (請負の購入金額・油-M 当初油) の安い方 (消費税相当額含む・落札率考慮)	

1) スライド額 (S)

$$S = (M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼}) + (M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油}) - P \times 1/100$$

$$= \text{⑤} + \text{⑥} - \text{④} \times 1/100 = \boxed{} \text{ 円}$$

$$M \text{ 当初鋼}, M \text{ 当初油} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

$$M \text{ 変更鋼}, M \text{ 変更油} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

S : スライド額

M 変更鋼, M 変更油 : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M 当初鋼, M 当初油 : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 当初請負代金額

2) スライド金額 (S') = スライド額 S × 100/110 = $\boxed{}$ 円

(1万円未満切捨て)

3) 消費税相当額 = スライド額 (S) × 0.1 = $\boxed{}$ 円

4) スライド額 (S) = スライド金額 (S') + 消費税相当額 $\boxed{}$ 円

郡上下総第 号
平成 年 月 日

様

郡山市上下水道事業管理者

修繕請負契約約款第 26 条第 5 項に基づく請負代金額の変更について（協議）

平成 年 月 日付けで請求のありました標記について、修繕請負契約約款第 26 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

1 契約番号 _____

2 修繕名 _____

3 路線名 _____

4 スライド変更金額 (増・減) _____ 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

請負者
住 所
氏 名

請負修繕既済部分検査請求書

年 月 日付けで請負契約を締結した下記の修繕について、修繕請負契約約款第 38 条第 2 項により、既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、修繕請負契約約款第 26 条第 5 項の請求対象とすることを併せて要請します。

記

契 約 番 号	第 号
修 繕 名	
路 線 名	
工 期	自
	至

(注) 監督員に提出

郡上下総第 号
年 月 日

様

郡山市上下水道事業管理者

既済部分確認通知書

下記修繕について、検査の結果、既済部分を確認したので通知します。

記

- 1 契約番号 _____
- 2 修繕名 _____
- 3 路線名 _____
- 4 工期 _____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日
- 5 請負代金額 _____円

当該既済部分検査で確認した出来高は、修繕請負契約約款第 26 条第 5 項の請求対象とする。

なお、既済部分に相応する請負代金額を、¥ _____円としたので、異存がなければ部分払の請求を行われたい。